

## 新型コロナウイルス感染症対策本部の終了について

2020年2月19日の第10回常任理事会で決定した「新型コロナウイルス感染症に係る当協会の当面の対処方針」に基づき設置されていた、標記対策本部については、2023年5月8日の5類移行時点で、閉じることとしたい。

### (参考)

2020年2月19日「新型コロナウイルス感染症に係る当協会の当面の対処方針」(抜粋)

- 1 新型コロナウイルス感染症対策本部を設置する。

対策本部の構成：

- ・会長
- ・副会長全員
- ・地域保健医療対策委員会 公衆衛生担当常任理事

- 2 新型インフルエンザ等対策業務計画を一部準用し、当面「国内発生早期」の扱いにより対応する。※

- ・ ・ ※状況に応じて「国内感染期」「小康期」の扱いにより対応